



和歌山県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号

次世代育成支援対策推進法第19条第6項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の令和7年度の実施状況、並びに同法第21条に基づく女性の職業選択に資する令和7年度の情報を、別紙のとおり公表する。

令和8年6月1日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 岸 本 健



和歌山県後期高齢者医療広域連合 特定事業主行動計画 取組の実施状況の公表（令和7年度）

1 職員の勤務環境等

(1) 男性職員の配偶者の出産及び子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（目標：100%）

	職員	会計年度任用職員
取得率	— %*	— %*

※休暇取得の対象職員なし

(2) 育児休業等を取得しやすい職場環境の整備等

男女別の育児休業取得率

	職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
取得率	— %*	— %*	— %*	— %*

※休暇取得の対象職員なし

(3) 時間外勤務の縮減

職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間

	男性	女性
時間外勤務時間	6時間20分	14時間36分

※管理職、会計年度任用職員は含みません。

(4) 休暇取得の促進

職員の年次休暇の平均取得率及び一人当たりの取得日数（目標：16日以上）

平均取得率	81.78%*
一人当たりの取得日数	15.74日

※付与日数は繰越日数を除く

## 2 女性職員の活躍促進

### (1) 女性職員の派遣依頼

各役職段階にある職員の男女別の割合

	男 性	女 性
事務局長	100% (1人)	0% (0人)
会計管理者	100% (1人)	0% (0人)
課 長	100% (2人)	0% (0人)
課長補佐	100% (1人)	0% (0人)
班 長	25% (1人)	75% (3人)
主 査	100% (7人)	0% (0人)
副 主 査	100% (3人)	0% (0人)
計	84% (16人)	16% (3人)

※管理職（事務局長1人、会計管理者1人、課長2人）

### (2) 女性職員の管理職登用

管理的地位にある職員の男女別の割合（目標：女性職員1名以上）

	男 性	女 性
管理職に占める割合	100% (4人)	0% (0人)

※管理職（事務局長1人、会計管理者1人、課長2人）

# 令和7度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：和歌山県後期高齢者医療広域連合

令和8年6月1日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	—	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	—	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	—	%
1～5年	—	%

#### 【説明欄】

広域連合の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号の規定に基づき採用された和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の職員で構成されているため、職員の給与は派遣元市町及び国保連合会で把握しています。また、会計年度任用職員は令和8年3月31日時点ですべて女性のため、男女の給与の差異はありません。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0 %

### 【説明欄】

派遣職員等で構成しているため、広域連合の裁量の余地は少ない状況です。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	0 %
本庁係長相当職	75 %

### 【説明欄】

派遣職員等で構成しているため、広域連合の裁量の余地は少ない状況です。

#### IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別の育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

###### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	— %	— %	— %	— %
1月超3月以下	— %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	— %	— %	— %	— %
24月超	— %	— %	—	—

#### 【説明欄】

育児休業の取得対象者はいませんでした。

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.0時間/月
内部部局等以外	— 時間/月

### 【説明欄】

超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合は0%です。

## VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
職員	100 %
会計年度任用職員	100 %

### 【説明欄】

職員は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第1号の規定に基づき採用した職員です。

また、中途採用の男女別の実績については、中途採用がありませんでした。